

屋外広告物許可手数料の改定について

静岡県手数料徴収条例の改正に伴い、伊豆市手数料徴収条例における屋外広告物許可手数料が令和8年4月1日より変わりました。

手数料の名称	区分		単位	改定前の金額	改定後の金額	
屋外広告物許可申請手数料	第1種	広告塔、広告板その他これらに類するもの(第3種のものを除く。)		表示面積5平方メートルまでごとに	1,330円	改定なし
	第2種	静岡県屋外広告物条例第4条第3項第2号から第4号までに掲げるもの(第3種のものを除く。)		1枚、1本又は1個につき	130円	<u>120円</u>
	第3種	照明装置のあるもの		表示面積5平方メートルまでごとに	1,590円	<u>1,600円</u>
	第4種	はり紙(第3種のものを除く。)		100枚までごとに	390円	<u>430円</u>
	第5種	その他これに類するもの(第3種のものを除く。)	巻き付けられて取り付けられる広告物	1組につき	260円	<u>240円</u>
その他のもの			1個につき	260円	<u>240円</u>	